令和元年　第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　令和元年１２月２６日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　吉　田　良　子
　　副議長　　小　野　章　二

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　小　野　章　二	２番議員　柳　川　真　一
３番議員　片　岡　　格	４番議員　木　戸　隆一郎
５番議員　福　本　　巧	６番議員　印　部　久　信
７番議員　吉　田　良　子	８番議員　木　場　　徹
９番議員　谷　口　博　文	１０番議員　阿　部　計　一

会議に欠席した議員（０名）

管理者	洲本市長	竹内通弘
副管理者	南あわじ市長	守本憲弘
会計管理者	洲本市会計管理者	岡田浩成
事務局長	洲本市生活環境課長	中田博文
事務局次長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局課長		山田孝文

事　務　局　長　　失礼いたします。皆さんおはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。それでは吉田議長よろしくお願いいたします。

議　　長　　おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが、議員各位には慎重にご審議をいただき、適切妥当な結論を賜りますようお願い申し上げまして開会のご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。令和元年第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわりませず、ご参集いただき心から感謝申し上げます。さて本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げましたように、条例案件が４件と退職手当組合の規約変更、監査委員の選任、平成３０年度一般会計決算認定でございます。何卒慎重かつ適切なご審議を賜りまして、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。本日は南あわじ市議会での組合議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員の紹介をいたします。洲本市の議員より紹介をさせていただきます。小野章二議員、柳川真一議員、片岡格議員、木戸隆一郎議員、福本巧議員、続きまして南あわじ市議会議員を紹介いたします。印部久信議員、木場徹議員、谷口博文議員、阿部計一議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者を紹介いたします。洲本市長　竹内通弘さん、副管理者　南あわじ市長守本憲弘さん、会計管理者　洲本市会計管理者　岡田浩成さん、事務局長　洲本市生活環境課長　中田博文さん、事務局次長　南あわじ市環境課長　廣内繁一さん、次に事務局課長　山田孝文さん、事務局職員　古川剛康さん、事務局職員　森崎栄広さん、以上で紹介を終わります。それでは只今から令和元年第３回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。

事務局。

事 務 局 次 長　　報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

議　　長　　只今事務局から報告のありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事 務 局 次 長　　失礼します。それでは朗読いたします。

令和元年　第３回　洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程　令和元年１２月２６日

日程第１　議席の指定について

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第９号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について

議案第１０号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第１２号　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

議案第１３号　兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

日程第５　議案第１４号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

日程第６　認定第１号　平成３０年度 洲本市･南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

以上でございます。

議　　長　　それでは只今から議事に入りたいと思います。日程第１議席の指定について、議席は組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指定いたします。只今ご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認め、さように指定いたします。

次に日程第２会議録署名議員の指名をいたします。１番小野章二議員、６番印部久信議員、この両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第３会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。続きまして議案の審議に入る前に３番片岡議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することといたします。なお一般質問につきましては議員協議会で決定しておりますとおり、一般質問に関する申合せ事項について行うことといたします。それでは３番片岡議員。

３　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　はい。３番日本共産党の片岡です。通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。なお申合せにより、質問答弁等の時間が合わせて２０分という極めて短い時間であります。事前に通告としては３問通告をさせていただいておりますけれど、時間の都合によりまして、場合によっては割愛するようなかたちになるか分かりませんが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

まず一点目の問題ですけれど、淡路地域の可燃ごみ処理等の広域化の問題についてお伺いします。先の議会でも明らかなように、島内では可燃ごみの焼却場は当施設のやまなみ苑と淡路市にある夕陽が丘クリーンセンタ

ー、そして淡路広域行政事務組合が運営している粗大ごみの処理場があります。夕陽が丘クリーンセンターの使用期限が２０２８年末、そして３施設においても２０２８年に施設の全面建て替えが想定されることから、淡路地域の可燃ごみの処理広域化検討会議が設置され、検討結果平成３０年９月２５日検討会で現行の可燃ごみ処理施設２つと不燃粗大ごみ処理施設１ つを統合した３市共同の処理施設を新設することが決まりました。そして３月に配布されました資料において想定スケジュール案が示されております。この点からまず１点、この事業のスケジュール案では２０１９年度に一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想の発注となっておりますけれど、現在の進捗状況についてお伺いします。どのような状況になっていますか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　ごみ焼却施設広域化事業につきましては、今年度より淡路広域事務組合で検討調整を進められているところでございます。淡路広域行政事務組合からの情報に基づきまして、回答をさせていただきたいと思います。本年３月に記者発表されたスケジュールのとおり、今年度予定しておりました一般廃棄物処理基本計画と施設整備基本構想を現在発注しておりまして、策定中でございます。また、広域化事業スケジュールについては現在のところは大きな変更もなく、２０２９年度の供用開始に向けて進めておるところでございます。以上です。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　現在発注して進行中ということで、年度内で終わるという理解でいいと思うわけですけれど、この問題につきまして一般廃棄物処理計画に対して、市民の皆さん方から広く意見を聞くということが極めて重要でないかというふうに思うわけですけれど、この問題についてのいわゆるパブリックコメント、こういうものの実施についてはどのようにお考えですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　現時点におきましては、一般廃棄物処理基本計画等の計画策定に係るパブリックコメントの実施については決定していない状態でございます。以上でございます。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　はい、まあ予定はしていないと。やる必要はあると思いますか、ないと思いますか。どちらでしょうか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　すいません、これは私、洲本市の環境関係の課長としての意見を述べさせていただきます。パブリックコメントは基本的な計画、指針及び条例等の策定等にあたり、その案の趣旨内容等を公表し、広く市民から意見を求め､提出された意見を考慮して意思決定を行う手続きと認識しております。当然計画につきましても、必要に応じパブリックコメントを実施すべきだと考えているところでございます。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　はい、やはり広く市民の皆さん方の意見を聞くことが極めて大事ではないかと思いますので、ここは十分に検討していただきたいと思います。

次に施設部の中にありました建設場所についてでございます。建設場所については収集運搬の財政負担費用面から見て、ほぼ淡路島の中心地にある粗大ごみ処理場を仮定して距離をもとに試算してというふうになっております。場所については決定されていますか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　現在広域行政では建設場所について、検討している段階です。現時点ではご説明できるものではありませんが、報告できる段階になりましたら、適宜報告をしてまいりたいと考えております。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　途中ということですけれど、スケジュール表で見ますと、住民合意まであと２年というふうになっています。ですから逆算すれば、そんなに猶予はないというような状況のなかで取り組まれておると思われますので、これは逐一報告ができるような状況になれば、報告をしていただきたいと思

いますのでよろしくお願いします。

次にごみ処理の広域事業計画は淡路広域行政事務組合で行っていると。今後の事業主体については、行政事務組合が事業主体となると思われますけれど、現在の洲本市と洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会がありますけれど、今後においては一つになった場合には、淡路市が加わる３市の議会で衛生事務組合議会となるのか、それとも広域行政の中においての衛生事務組合議会になるのかどちらを考えているのですか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　運営主体については、現在のところ未定でございます。広域化に向けた主体体制の整備は、今後３市の協議により決定をしていくことになります。仮に広域行政事務組合が施設設置運営主体となる場合には、規約の変更により広域行政の事務とする必要があり、その際には構成市各市の議会において、お諮りをさせていただくことになります。また新たな一部事務組合を設置し運営する場合にも同様の手続きが必要となるところでございます。以上です。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　私はこの衛生事務組合の任務は極めて重要だと思っております。やはり広く市民の皆さんを代表する議員の皆さんの意見を反映するということが極めて大事であろうと思うわけですね。広域行政でいってしまいますと、どちらか言えば私から見れば、それぞれの議会から３名ですかね。正副議長と総務の委員長くらいの参加になりますわね。そうすると極めて形骸化してしまうような印象がありますので、こういう場合広くそれぞれの議会から多くの皆さんが参加すれば、それなりに色んな意見を交わすことができるのではないかと思いますので、そのへんはぜひ今後の進めていく中で、検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間の関係でちょっと次にいきます。２問目のこのごみ搬入量の推移及び減量対策に関して伺っていきたいと思います。この搬入量については、これまで少しずつでありますけれど、決算資料等で見ますと減少傾向にあるというのが分かります。この搬入のモニターにつきまして、１２月１９日の新聞で、ＪＡからの要望により玉ねぎ残渣を受け入れるとの報道がありました。これまでの処理困難として残渣の受け入れを断ってきたのを、

条件をつけ、受け入れることになったということになっております。受け入れ要望が出されたのはまずいつなのか。そしていつ受け入れを認めたのかお答えください。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　まず９月３０日に当事務組合の管理者に対しまして、淡路日の出農業協同組合組合長とあわじ島農業協同組合組合長の連名で、選別活動により発生した玉ねぎ残渣の処理についての要望が出されました。それを受けまして、１０月２３日に当事務組合管理者から淡路日の出農業組合組合長及びあわじ島農業協同組合組合長に対しまして、玉ねぎ残渣を受け入れることに対しまして通知をいたしたところです。なお今回の受け入れにつきましては、残渣の量が非常に多く、腐敗による周辺環境への影響を考慮いたしまして、含水量３０％以下に破砕脱水をすることを条件として決定したものであり、あくまでも緊急的な処置と考えているところでございます。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　はい、９月３０日に申し入れがあり、１０月２３日に管理者から受け入れることを報告したということですけれど、この事業系の可燃ごみについてはですね、洲本市・南あわじ市以外のごみを基本的には受け入れできないというのがこれまでの立場であったと思われます。そうするとＪＡ日の出はですね、洲本市だけでなく淡路市も含まれていると思われます。そういう点では、区別がつきにくいのではないかと思いますけれど、どのような対応をされていますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　当然今回の受け入れを認める通知の段におきまして確認をしておりますが、あくまでも議員がおっしゃられたように洲本市・南あわじ市衛生事務組合やまなみ苑では、洲本市及び南あわじ市で発生するごみしか受けることができません。そういう状況の中で、受け入れられるのは淡路日の出農協さんの場合におきましても、洲本市内で発生した廃棄物について受け入れるということを確認させていただいているというところでございます。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　そうすると基本的には、業者任せというか信頼性もやる以外にないというふうに思われますけれど。次にですね、先ほどの受け入れについて了解をしたと。新聞報道によりますと、日量の１トン、そして残渣の水分量が先程説明のありました３０％以内となっておりまして、実際新聞で見ますとこの選別の際に出る残渣の量は、日量２トンから３トンと言われ、例年の２倍と言われている状況の中で、やまなみ苑においてですね、受け入れ量の基準の見直し、あるいは上乗せ、あるいは期間の延長。こういうものはありえるのかどうか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　受け入れ量につきましては、やまなみ苑の処理能力等を勘案し、決定したものでございます。実際には定格負荷率が、つまり施設の実質的な定格負荷率が９０％程度になっております。こういう中で、災害時の対応とか色んなことを考えたうえで、受け入れられる量につきましては、一日当たり１トンと決めさせていただきました。そういうことでございまして、今後上乗せの可能性は考えておりません。また今回の受け入れにつきましては、緊急的な措置でございます。現時点では、受け入れ期間の延長についても考えてはおりません。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　今のところ基本的には受け入れ変更については考えていないということですけれど、この玉ねぎの残渣につきましては事業系の一般廃棄物に該当するわけですけれど、いわば緊急事態ということで特例という形になると思うのですけれど、このことは他の事業系廃棄物、こういうものにも影響を及ぼすのではないかと。今回玉ねぎ残渣ということですけど、前例を作ればですね、今後において条件がそろえば他の事業系廃棄物についても受け入れざるをえない状況なるのではないかと思うのですけれど、その辺の考え方についてもどう考えていますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今後受け入れを行っていない品目などについて、やまなみ苑へ受入れ要望があった時に、どう対応するかと言った質問かと思います。その場合に

際しましても、個別に状況を十分内容を精査して最終的に受け入れるか判断をする形となります。以上です。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　今回のこの問題が発生した残渣が先程も言いました例年の２倍も発生したと。これまでは南あわじ市における処理施設、あるいは民間の処理施設も十分稼働していたと。それが今回十分稼働してないというお話もあったうえに量が増えたということになろうかと思うんですね。今後においては事業所及び関係者の皆さんと行政がしっかりと対策を立てていただくということが極めて重要だというふうに思われますけれど、その点についてどのように思われますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　当然行政側といたしましても、そういうふうな処理施設につきましては、健全に運営していくべく、対応も考えて今後できる限りの対応をしていきたいと考えているところです。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　しっかりやっていただきたいというふうに思います。
　時間の関係でもう一点だけ問題について伺っておきたいと思います。やまなみ苑は、それぞれの自治体から出された、あるいは事業所から出されたごみの処理を安全に環境面に配慮して、適切に対応していくのが基本的な業務であるわけですけれど、現在において、これが一本化することによって、それぞれの自治体において分別収集の方法が多少異なっていると思われます。これを分別の水準についても自治体において違いがあるということは、最終的にはそこらを一元化を図っていくことが必要ではないかというふうに思うわけですけれど、そのへんについての考えはどう思われますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今後ごみ焼却施設等を広域化するというふうな方向に向けて、極力ごみの減量化を進めるということについては、大変重要なことだと認識してお

ります。その一つの方策として、資源物のリサイクルは重要な課題と考えておりまして、資源物の分別品目やその回収方法については、さらに検討が必要だと認識はしております。ただ分別の統一につきましては、各市の状況等もございます。すべてが全く同じ分別にできるかどうかは今からの課題かなというふうに考えているところでございます。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　今現在ここの費用については、いわゆる折半半々でやられているというふうに思うわけですね。実際に搬入されるごみの量が自治体の努力もある、あるいは事業形態が違うということの中で、実際に持ち込まれているごみの量は少し差がありますから、処理する段階においては少し不公平感があるのではないかと、そういうふうな意見も出ていたと思われます。今後において搬入量において、算定していくような形になるのが基本かなというふうに思いますので、そうでないとそれぞれの自治体が一生懸命努力しているのにも関わらず、費用だけは余分に負担しなければならないという。そこらを解消していくためには、そういう分別収集の統一化をしていくことが極めて大事でないかというふうに思うわけですね。そこは十分に検討していただいたらというふうに思います。

最後時間がなくなってきたんですけれど、３番目問題点の意識だけ提案をしていきたいと思います。衛生事務組合が各地から出されたごみの焼却だけを適切に行っていればいいという面だけではなくて、もちろんコストの面もあります。それから環境負荷の問題。あるいはＣＯ2 削減の問題。こういう点ではですね、このごみの焼却の専門家であるこのやまなみ苑が、リーダー的な立場でしっかり各行政に対して、現状に対して積極的に訴えていくということが極めて大事ではないかというふうに思うわけです。特に環境問題については、世界的に大きな問題になってきている中で、日本はそういう対策が非常に遅れているというような中で、まず作る側の責任も明確にしていかなければならないと思うんですね。そういう安全なものを作っていく、リサイクルができるような品物を作っていく、そういうことと併せて行政もしっかりと分別収集を行うことによって、ごみの減量化を図っていくということが極めて大事だと思います。時間が来ましたので終わります。

議　　長　　片岡議員の一般質問が終わりました。これで通告に基づく一般質問を終わります。

それでは次に日程第４議案第９号ないし議案第１３号の５件を一括議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。失礼いたします。議案第９号ないし議案第１３号におきましては、事務局からご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局。

事務局長　　はい。それでは議案第９号ないし議案第１３号についてご説明申し上げます。

まず議案第９号洲本市・南あわじ市衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてご説明申し上げます。本件は平成２９年５月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、新たに制度化される会計年度任用職員の給与及び費用弁償について基本的な事項を定める条例の制定を行いたく提案するものでございます。内容は条例の趣旨を定める第１条のほか、各条でフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与の種類、金額、その決定方法、手当及び費用弁償の種類及びその内容、並びに旅費の額などを定めまして、附則において施行期日を令和２年４月１日と定めるものでございます。

次に議案第１０号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は令和元年の人事院勧告に準拠するなど所要の改正を行いたく提案するものでございます。この内容は、第１条では民間給与との均衡を図るため若年層の給料月額を引き上げ、１２月に支給される期末勤勉手当を０．０５月分引き上げるとともに、級別職務基準表の改定を行い、第２条では令和２年度以降において６月期、１２月期の期末手当が均等になるように配分することとするものでございます。なお附則において施行期日等を定めており、第１条については施行期日を公布の日と定め、平成３１年４月１日に遡及して適用し、第２条については施行日を令和２年４月１日と定めるものでございます。

次に議案第１１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本件は本年６月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行により、地方公務

員法の一部が改正され、成人被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴いまして、本組合の条例においても所要の改正を行いたく提案するものでございます。この内容は同法の改定に準拠し、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを図るほか、これに伴う引用条項等の整備を行い、附則において施行期日を公布の日と定めるものでございます。

次に議案第１２号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。本件は先程説明いたしましたが、平成２９年５月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用等に関する規定の整備が行われることに伴い、本組合の条例においても所要の改正を行いたく提案するものでございます。内容は同法の改定に準拠して、関係条例における任用条項の整備を行うと共に、会計年度任用職員の分限及び懲戒休職等並びに公務災害補償等その他の勤務条件に関する規定の整備を行うほか、所要の措置を講じ、附則において施行期日を令和２年４月１日と定めるものでございます。

次に議案第１３号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。本件は中播農業共済事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退につき、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づく関係自治体の協議によりこれを定めるため、同項第２９０条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。この内容は別表第１号表中「、中播農業共済事務組合」を削り、附則においてこの規約の施行日を令和２年４月１日と定めるものでございます。

以上で議案第９条ないし議案第１３号の説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

議　　長　　議案説明が終わりました。本件についてのご質疑ございませんか。

３　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　今それぞれ説明をいただいたなかで、もう少し詳細に説明をお願いしたいのですが。第９号ですね。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてですが、平成２９年５月の公務員法の改正等によりこれに伴い、新たに作られるということなんですけれど、実際にこのフルタイムとあるいはパートタイムの違いがよく分からないのですけれど、この

へんはどんなふうに理解すればよろしいですか。

議　　長　　はい、事務局長。

事　務　局　長　　はい、議長。フルタイム勤務とは、正規職員と同じく１週間の勤務時間が３８時間４５分、１日の勤務時間が７時間４５分で週５日という勤務を要するものでございまして、それ以外の短い勤務時間の者については、パートタイム職員となります。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　時間的から言えばわずかな違いですね。勤務内容はほとんど変わらないということになるとは思うんですね。そのへんでやはり賃金格差はやはり出てくるのではないかと。そうすると同じ業務でありながら、格差がつくということは、やはり労働意欲をそぐというようなことに繋がっていくのではないかという懸念がありますが、そういう心配はあまりいらないのですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今後会計年度任用職員が担うべき職の内容について、整備をいたしまして、当然フルタイムで勤務していただく必要のある職員については、例えば施設基準上のなかで、必要な資格を持った職員が時間帯必ずいなければいけないとか、例えばですけれど。そういうようなことも十分勘案したなかで、フルタイム会計年度任用職員かパートタイム任用職員かの決定を今後していきたいと考えているところです。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　この９号と１０号の議案の関連はありますか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　９号は先程申しましたように、会計年度任用職員に関する条例でございます。１０号については、あくまでも人事院勧告等に準拠し対応するための条例改正でございまして、関係はございません。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　私も９号についてお尋ねするわけですが、当施設においてよ、フルタイムとパートのよ、人員ちゅうかよ、なんでフルタイムでパートが何名でよ、ほんでどういうふうな業務によ、従事されとるか、まずそれをお尋ねします。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　現在の状況を申し上げます。一応現在は会計年度任用職員ではございませんが、嘱託職員が７名、臨時職員が２名でございます。この合計９名につきましては、現在はフルタイムで働いていただいております。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　ということはパートちゅうかよ、業務内容的にはよ、まあ夜間の勤務であったりとか、このやまなみの中でどんな業務に従事されとる職員なんかよ。それと、あの期限付きやけど、継続してよ、最大よ、何年ぐらい今までのここでの勤務年数いうかよ、そのあたりも分かれば、ちょっとこの９名についてお尋ねしたいわけです。失礼やからよ、そういうふうによ、そこの嘱託職員としてよ、勤務されとるんやね。その方々の年齢がよ、どれくらいの年齢の方でよ、男女がどういった比率になっとってよ、どういうふうなやまなみでの勤務、まあ夜間の勤務もされとんのかとか、まあそのあたりをちょっと聞いて、そのへんの身分保障をしっかりやっていただいとんのかということを聞きたいわけよ。ほれに対して答弁してくれらなんだら、なんも言われへん。

議　　長　　事務局課長。

事 務 局 課 長　　年齢につきましては、３０歳から５４、５歳くらいまでの年齢構成でございます。それで夜勤・日勤ということですけれど、１つの班４人４班で２４時間回しておりますので、その班の勤務する時間帯に応じて、嘱託職員・臨時職員につきましても、夜勤・日勤１週間交代で勤務しております。

９　番　議　員　　勤務年数はどれくらい。

事 務 局 課 長　　一番長い人で１１～１２年になっております。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　今の説明を聞いたら、これまあ要はね、正規雇用というかよ、同じような同等のよ、勤務をされとってよ、ほんでその方々のよ、給与っちゅうかよ、まあほのへんはよ、正規の職員がよ、著しく乖離しとる状況でよ、勤務さしとるのちゃうかと私は思うねんね。今聞いとったら、全く４班編成でやで、同じような勤務形態をされとってよ、その方々が正規職員とよ、今回の給与のやつ見とったら、かなり低賃金でやな、勤務されとるような認識を持つわけよの。私はそんなんいかがなもんかなと。同じように勤務しとって、全く同じような形態でよ、専門的な知識を持ってこの方々がおらんかったら回れへんのだ。２４時間稼働っちゅうのはよ､ほのあたりね、今後よ、その方々のよ、給与よ、引き上げる方向でよ、まあこれちゃんと議事録に残しといてくれよ。僕は人件費切れよんのちゃうで。しっかりとした身分保障をしたるようなね、健全なね、やはりこのやまなみの運営をしていただきたいという思いがあるんよ。聞っきょったらよ、まさによ、生産労働人口３０歳から５０歳ぐらい方々で、９名の方が、フルタイムで勤務されとると。そうでしょ。ほんでほんな段階で、これ非正規職員の給与見とったら、まんで安い兵庫県最低賃金の８９７円かなんか知らんけんど、引き上げていっきょる状況下でやで、この方々の月額っちゅうたらやな、かなりかわいそうやなと思う。だからほれをよ、しっかりとお前、雇用っちゅうかよ、お前ら努力する方向でよ、やってほしいと思うんねけんど、そのへんどうですか。

議　　長　　はい、事務局課長。

事 務 局 課 長　　補足させてもらいます。時間帯につきましては、正規職員・臨時職員・嘱託職員変わりなく動いておるんですけれども、業務といたしまして、焼却炉を操炉するといいますか、そのへんは専門的な分野になってきますので、中央制御のコンピューターの操作でありますとか、適切にガイドラインに則り運転するというところは、正規職員の者を配置しまして、あくまでも臨時職員・嘱託職員につきましては、正規職員の補助という形で、搬入車輌の誘導でありますとか、プラットホーム搬入物の検品でありますと

か、そういうふうな業務にあたらせているところでございます。議員がおっしゃるように私も処遇改善と言いますか、とても大切なことと考えております。ルールの中でできる限りのことをやっていきたいと考えております。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　その方々にもよ、しっかりとそういう資格っちゅうかよ、ここで必要な資格を取得するような方向でまあ指導してあげてよ、資格でも取得されたらよ、みんなが安全性も向上するしよ、そういう状況下においてね、そういう資格取得者に対してよ、それなりの手当等々で補完してあげるとかやな、まあ色んな方法があると思うんでやな。ほこら嘱託職員の方々にもよ、こないして毎回毎回やで、こういうふうなあれするのでなしにね、しっかりとした安定したね、雇用のよ、形態をとってあげらなんだら、私はいかんなと。来年どないなるかやいうて、ほんなような状況でね、実際よ、士気低下ちゅうかよ、そこらも考慮したうえでね、やっていただきたいという思いがあんねん。うちの守本市長なんかもどうお考えですか。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　谷口議員からご指摘をいただいているところについてはですね、問題意識といたしましては共有しております。全体の、もちろんやまなみ苑もそうなんですが、今回地方公務員全般にですね、仕組みが変わったという中で、それをどういうふうに扱っていくかということについて色々協議をさせていただいていますので、いずれにしても、これがために不利になるということのないように配慮はしてまいりたいと思っております。

９　番　議　員　　よろしいです。

議　　長　　よろしいですか。
　　木場議員。

８　番　議　員　　今回このフルタイムの職員の人が、会計年度の条例に該当するということで、９名の方がおるという話があったんですが、これによって今の年間の報酬がどのように変わってきますか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　あくまでも概算での試算でございます。今現状の９名の方をフルタイムの会計年度任用職員に採用した場合に、８００万～９００万程度の経費増加になるかと考えております。

議　　長　　はい、木場議員。

８　番　議　員　　ということは、今の話ですと一人だいたい年間１００万円ぐらいはアップになるという考え方でいいですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　あくまでも概算ではございますが、そういうことでございます。

議　　長　　木場議員。

８　番　議　員　　９名の方もほとんどこの会計年度の職員に該当するんですか。該当しない方もいるんですか。

議　　長　　はい、事務局課長。

事 務 局 課 長　　先程の補足なんですけれど、一人当たり１００万円のアップということでなく、経費負担として８４０万円ぐらいの増になるということです。フルタイム雇用でありますと一人当たり、最大で２０万円から２５万円ぐらいの年収のアップになると思います。ここでおります９名につきましては、全員対象と考えております。

議　　長　　木場議員。

８　番　議　員　　まあ正規職員だったら、退職金の対象になるんですけれども、この会計年度フルタイムは、退職金は今まで通りなしでいくんですか。

議　　長　　事務局長。

事　務　局　長　　今の条例上でいきますと、会計年度任用職員のフルタイムの場合ですが、

１年以内であれば退職金の対象とはならないんですけれど、１年を超えて勤務する場合には、退職手当組合に入るということになります。

議　　長　　質疑の途中ですけれど、暫時休憩いたします。再開は１１時からとさせていただきます。

（１０時５０分～１１時００分　暫時休憩）

議　　長　　それでは再開をいたします。質疑の途中ですけれど、会議録署名議員の追加をお願いしたいと思います。日程第５に追加し会議録署名議員を木場徹議員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。それでは質疑を再開いたします。それでは質疑を再開いたしておりますので、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　それでは別になければ、これにて質疑を終わります。
日程第４議案第９号ないし議案第１３号を個別に採決いたします。お諮りいたします。議案第９号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議　　長　　はい、異議あり。

３　番　議　員　　９号については少し認めがたい。

議　　長　　それでは異議の声がありますので、採決を行いたいと思います。原案について賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。よって議案第９号は、原案のとおりに可決されま

した。
　続いてお諮りいたします。議案第１０号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第１０号は原案のとおり可決されました。
　続いてお諮りいたします。議案第１１号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第１１号は原案どおり可決されました。
　続いてお諮りいたします。議案第１２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議案第１２号は原案のとおり可決されました。
　続いてお諮りいたします。議案第１３号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第１３号は原案のとおり可決されました。
　次に日程第６議案第１４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第１４号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申し上げます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般南あわじ市の監査委員に新しく就任されました、
住所　南あわじ市灘山本４３３番地
中村三千雄氏
生年月日　昭和１１年９月１２日
の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただけますようよろしくお願いします。

議　　長　　管理者からの説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　別になければこれにて質疑を終了いたします。
お諮りいたします。議案第１４号はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件はこれを同意することに決定いたしました。
次に日程第７認定第１号平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。朗読は省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

管　理　者　　認定第１号平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくお願いします。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　はい、認定第１号平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。本件につきましては、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づきまして、平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。内容につきまして、決算の規模でございますが、歳入総額４億３，９８２万３，５２６円、歳出総額４億２，９８０万２，２６６円、実質収支額は１，００２万１，２６０円でございます。その内容につきましては、平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。まず１ページをお開き願います。歳入でございますが、予算額４億３，６３８万４，０００円に対しまして、調定額４億３，９８２万３，５２６円で、収入済額も同額となってございます。次に３ページをお開き願います。歳出でございますが予算額４億３，６３８万４，０００円に対しまして支出済額は４億２，９８０万２，２６６円で６５８万１，７３４円の不用額となっております。

まず、歳入よりご説明申し上げます。５ページをお開き願います。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金でございますが、２億１，９２４万６，０００円の収入済でございます。内容といたしまして、構成しております市の分担金と、公債費の元利償還金に算入されます交付税算入相当額の分担金であります。次に２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料は、調定額１億１，２１５万２，６００円に対しまして、収入済額も同額となってございます。内容といたしましては、年間に直接当施設に持ち込まれたごみ量１万１，２１５トン２６０キロを焼却したことによります手数料収入でございます。次の３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金は、施設整備基金利子２，６９２円でございます。５款繰越金１項繰越金１目繰越金７１４万３６３円は前年度繰越金でございます。７ページをお開き願います。６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入では、３５３万９，５２０円の収入で、その内容につきましては、淡路広域行政粗大ごみ処理場からの可燃性残渣焼却処理受託事業収入で、年間５８９トン９２０キロを処理したものによる収入でございます。２項組合預金利子１目組合預金利子６７９円の収入でございます。３項雑入１目雑入で、１７４万１，６７２円の収入となってございます。７款組合債１項組合債１目組合債では、９，６００万円の収入でございます。次に９ページをお開き願います。

歳出でございますが、１款議会費１項議会費１目議会費３８万１，７２３円の支出でその内容につきましては、１節報酬３５万２，４７１円のほか需用費等の事務費の支出になってございます。次に２款総務費１項総務管理費１目一般管理費では、３，４１０万５，１１７円の支出となっております。内容といたしましては、１節報酬から４節共済費までで、管理者等の報酬と職員３名の人件費で、２，２６６万９，４１２円でございます。９節旅費から１２ページの１９節負担金補助及び交付金まで、一般事務費と退職手当組合の負担金を含めまして、１，０５４万９，３０５円の支出となってございます。２７節公課費８８万６，４００円の支出となっております。３目清掃施設費では、３億９，４６８万９００円の支出で、その内容といたしまして、１節報酬から４節共済費までで、嘱託職員６名と職員７名等の人件費で６，６０１万７，１９２円、７節賃金より１２節役務費までの管理経費といたしまして、９，６４０万５，５４４円の支出でございます。そのうち１１節需用費の主なものといたしましては、維持管理のための消耗品費で１，０３３万４１６円、光熱水費で５，０１７万４，１６３円、薬品費で２，５０９万３７６円など、需用費合計で９，１５３万８６１円の支出をいたしてございます。１３ページをお開き願います。１３節委託料４，３０５万２，５７６円で、焼却灰埋立処分委託料３，１５４万５，９３６円、そのほかコンピューターシステム及び各機器の保守点検委託料が支出の主な内容でございます。１４節使用料及び賃借料は、排ガス濃度分析計リース料と残灰運搬トラックリース料６２８万５，６００円でございます。１５節工事請負費では、整備工事、緊急工事等を施し、１億５，８１２万２，８００円の支出となってございます。１６節原材料費は、加工用の材料費でございます。１８節備品購入費は、中央制御室エアコン購入代金１４０万４，０００円でございます。１９節負担金及び交付金では、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金と、ごみ処理施設調査研修補助金、派遣職員人件費負担金で、あわせて２，３２３万７，１１７円を支出しております。２７節公課費は自動車重量税でございます。１５ページをお開き願います。２項監査委員費１目監査委員費では、１節報酬１万円の支出でございます。３款公債費１項公債費１目元金が、４７万７，８５２円、２目利子で１４万６，６７４円の支出となってございます。なお１７ページには実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしておりますのでご覧おきください。

以上で認定第１号平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。何卒慎重にご審議いただき、ご認定いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

議　　長　　提案説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。

９　番　議　員　　議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　２点ばかりちょっとお尋ねしたいねんけどね。まずね１０ページのね、議会費の報酬でよ、議長の３万６，６５３円で、副議長が３万７，５００円。ちょっとこの違いについてお尋ねしたい。

議　　長　　事務局課長。

事 務 局 課 長　　この報酬でございますが、例規の方で定まっております。

議　　長　　谷口議員。

９　番　議　員　　議長より副議長の方が報酬が高いんか。

議　　長　　事務局課長。

事 務 局 課 長　　任期によりまして、日割り計算で行っておりますので、議長の方が当然高いです。

議　　長　　谷口議員。

９　番　議　員　　もう１点だけ。このあの１４ページのね、あのリース料のことでお尋ねすんねんけど。玉ねぎのことをちょっと関連で聞きたいねんけど、よろしいかね。

議　　長　　はい。

９　番　議　員　　あのね、水分３０％以下というようなことでよ、玉ねぎの搬入の中の日量１トンマックスで受け入れをするということやけどよ、実績としてよ、まさによ、そういうＪＡ、農協がここへはもう搬入された実績はあるんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　現時点ではまだ一切搬入はいただいておりません。３０％の含水率に調整するのに時間を要しているようでございます。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　ほんでね、例えば３０％ちゅうやつをよ、どこで検知するかっちゅうやつをまあ１つお尋ねしたいわけですがね。ほんで当然そういう搬入があればですよ、ここのリースちゅうかよ、リース機の中にそういうやまなみ自身にもよ、次年度からはやで、まあこれは緊急避難的に受け入れするというようなことをおっしゃっとったと思うんやね。で、３０％まで落として搬入で、１日１トンというようなことで、なっとると思うんやね。ほんで３０％未満ちゅうやつをよ、どこで検知してよ、搬入されるのかなっちゅうのがまあ１つお尋ねしたいんですね。当然受け入れ側としてもよ、それが３０％未満に落ちとるかどうかいうチェックもよ、すべきような計測用の機器っちゅうのも必要やと思うねんけんどよ。そのへん将来的に、これ実際よ、３０％あかんとこやったらもうけえへんとこやったら別段質問もせえへんねんけど。これなんか間もなく搬入の予定があるとか話もあんねんけんどよ。ほの辺はあのどうなんよ、実際の話よ。

議　　長　　はい、事務局。

事 務 局 課 長　　３０％水分含有率の担保でございますが、公的分析機関によってそのサンプル提出のもと、その３０％であるかないかというところの証明書、それの発行による確認でございます。

議　　長　　はい、谷口議員。

９　番　議　員　　そうか。ほんだあＪＡもかなり搬入すんのにハードルが高なっとるもんじゃさかい、実際よう持ってこうへんていうのが現状なんやね。そういうことやね。分かりました。

議　　長　　はい、小野議員。

１　番　議　員　　１４ページの１９節の中で、大阪湾広域臨海環境整備センターということが載っているんですけれど、昨年の決算意見書の中で、結びのなかで、最終処分場である大阪湾フェニックスセンターの計画の動向を注視したというふうに書かれておるんですけれど、現在そこの計画の動向として状況が分かれば教えていただきたい。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　大阪湾臨海環境整備センターですけれど、今現在海洋埋立を大阪沖・神戸沖２箇所でやっているわけですけれども、もう１２～１３年でそれも満杯を迎えるということで、第３期計画ということで、今大阪湾センターで策定に至っている状況です。

議　　長　　小野議員。よろしいですか。

１　番　議　員　　はい。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　厳しい財政状況の中で、やりくりされていることがよく分かります。例えば款内での流用とか色々あるわけですが。１つ聞きたいのは中田水源緊急のさく井工事をやられましたね。これについて予算の関係では１２ページの需用費から流用されていますね。事業費として１，４００万円くらいの事業だったと思いますが、これの予算の流用が需用費から主に出ているけれど、需用費の予算はこんなにわりとゆとりを持った予算の置き方になのか。そういうことではないんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　中田の水源の方で井戸の故障がありまして、工事を行ったわけですが、その工事が８月くらいに行ったんですけれど、それ以前に工事請負費の方はほぼ執行済ということで、水源の工事に対する１４００万円程度のお金がなかったもので、需用費はまだ８月くらいで、もう半期位のお金がありましたので、いったん流用してそこでその工事を執行しました。需用費も当然１１月１２月になるにつれて、少なくなってきますので、需用費の方に戻しということで、８００万円ほど補正で井戸の工事の方を、前年度の

不用額７１４万円などをやりくりしながら、工事費の方に入れて需用費の方に８００万円戻しております。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　たしかに８００万円ほど戻っています。ということは８月までには緊急に予定していた事業をカットしたとかそういうことではないですかね。

事務局課長　　はい、使いながらです。

３　番　議　員　　分かりました。

議　　長　　はい、木場議員。

８　番　議　員　　監査委員意見書の中に、最後に排ガス等の環境基準をより一層適正に尊守していただきたいというような項目がありますが、この排ガスの環境基準がオーバーした経緯はあるのですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　環境基準ですが、今まで一度もオーバーしたことはございません。平成３０年度のダイオキシンの測定結果ですが、基準値３ナノグラムのところ、０．０６２ナノグラムというところでございました。

議　　長　　はい、木場議員。

８　番　議　員　　続けてよろしいですか。２年ほど前に事業系のごみ焼却手数料が受益者負担の原則から行くと、かなり一般ごみより安いと。それで適正な負担になるように検討するという指摘というか、検討されたと思うのですが、事業系ごみの負担金の処理手数料の見直しは最近やられておるのですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局長　　事業系のごみの手数料というのは、基本的にほとんど持込のごみは事業系なんですね。持込の際の手数料のことと認識しておりまして、その手数料を見直すべく本年の３月、そしてまた随時議会等で議員の皆様にご協議

いただきながら、最終的には１０㎏当たり１３０円というところの金額にすればなんとかその事業所のごみについては、その負担金で処理ができるだろうと提案させていただき、承認をいただいたところでございます。以上です。

８　番　議　員　　終わります。

議　　長　　ほかに質疑はありませんか。ないようですので、これにて質疑を終ります。

お諮りいたします。認定第１号平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計歳入歳出決算認定について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって認定第１号は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、これにて洲本市、南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会致します。閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。今期定例議会における諸案件を滞りなく議了いたしました。厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙かとは存じますが、この上もご自愛いただきまして、当組合の運営にご尽力を賜らんことをお願い申し上げます。また年末、ごみの持込量も増えることと思います。職員の皆さんには体調を十分気を付けていただいて、運営していただけますようお願い申し上げます。それでは、副管理者であります南あわじ市長より閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　本日は令和元年の第３回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議を開催していただきまして、慎重ご審議のうえ各議案につきまして適切妥当なご決定をいただきましたことを心より御礼申し上げます。引き続きまして、このやまなみ苑の円滑な運営に万全を期してまいりたいというふうに思いますので、ご理解ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。年の瀬も押し迫ってまいります。議員の皆様にはご自愛のうえ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（閉　会　１１時２５分）

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　年　月　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員